

## 社会保険加入のメリットについて

### 1) 健康保険と国民健康保険の違いについて

病院に行った場合の、自己負担はどちらも3割で差はありません。

※健康保険（社会保険）にあって、国民健康保険にないもの。

傷病手当金	健康保険には、治療のために仕事を休んだ場合は、4日目から最大1年半の間、給料の2/3が支給されます。国民健康保険にこの補償はありません。
出産手当金	健康保険には、出産のために仕事を休んだ場合は、予定日の6週前から出産日の8週後まで、給料の2/3が支給されます。国民健康保険にはこの補償はありません。

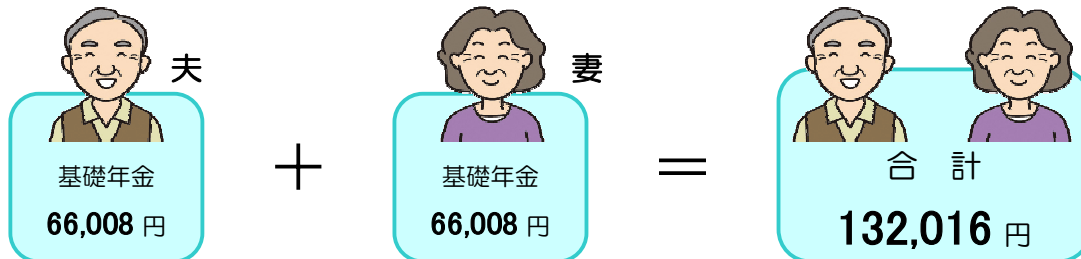
### 2) 国民年金と厚生年金の違いについて

厚生年金に加入すると、年金額が多くなります。

#### 老後にもらえる年金額（月額）

##### 国民年金だけ加入していた場合

保険料を40年間納めた場合、65歳から月66,008円の老齢年金を受け取ることができます。夫婦で加入していた場合、2倍の132,016円になります。（平成19年度の年金額）



##### 厚生年金の加入期間がある場合

老齢基礎年金に上乗せして、老齢厚生年金も受け取ることができます。老齢厚生年金は、加入期間の長さや給料に応じて決まるので、年金額にも個人差がありますが、厚生年金の加入期間が40年ある人の標準的な老齢厚生年金は月100,576円です（平成19年度の年金額）  
夫婦であれば、2人分の老齢基礎年金を合わせて232,592円になります（奥さんが専業主婦の場合）

